

農地所有適格法人について

法人が農地を所有するためには、その法人が「農地所有適格法人」としての要件を全て満たしている必要があります。

農地所有適格法人としての要件については、以下の4点です。

【農地所有適格法人の要件】

1 法人形態

農事組合法人、株式会社（公開会社でないものに限る）、持分会社（合名会社、合資会社、合同会社）であること。

2 事業要件

売上高の過半が農業（農産物の加工・販売等の関連事業を含む）であること。

3 構成員要件

農業関係者の議決権が、総議決権の1/2超であり、農業関係者以外の構成員の議決権が総議決権の1/2未満であること。

（農業関係者）

- ・農業の常時従事者
- ・農地の権利提供者
- ・基幹的な農作業を委託している農家
- ・農地中間管理機構
- ・地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合連合会

（農業関係者以外）

法人から物資の供給等を受ける者又は法人の事業の円滑化に寄与する者

- 《例》
- ・他の農地所有適格法人
 - ・スーパー、外食産業

4 役員要件（※ 役員：取締役、業務執行役員、理事）

- ① 役員の過半が農業（販売・加工等含む）に常時従事（原則年間150日以上）していること。
- ② 役員又は重要な使用人のうち1人以上が農作業に従事（原則年間60日以上）していること。